

第2章 城陽市の現況

2-1 環境行政のあゆみ

S36～		山砂利公害の発生
42	5	城陽町議会に公害対策特別委員会設置
	8	公害対策基本法制定
	9	山砂利公害絶滅町民会議結成
43	5	山砂利採取法改正
	6	大気汚染防止法制定
	6	騒音規制法制定
44	9	宇治久世公害対策協議会発足
45	12	水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等公害関係14法の改正、制定
46	3	京都府公害防止条例公布（12月施行）
	6	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定
	6	悪臭防止法制定
	7	環境庁設置
	8	機構改革により安全対策課設置（市）
	12	京都府公害防止条例施行規則制定
47	4	大気汚染監視自動測定器（SO ₂ 、浮遊粉塵）設置（京都府）
	4	山城地方公害行政事務連絡協議会結成（17市町村）
	5	城陽市光化学スモッグ緊急時対策要綱制定
	6	自然環境保全法制定
	7	城陽市に初めて光化学スモッグ注意報発令
	7	大気汚染監視自動測定器（Ox NOx）設置（京都府）
	10	府南部地域の一酸化炭素濃度の一斉調査実施（京都府）
	11	安全対策課の名称を公害交通課に変更（市）
	12	淀川流域公害防止計画策定（47年度～51年度）
48	4	『京都府光化学反応による大気汚染緊急時対策要綱』制定（京都府）
	4	河川水の水質測定を開始（市）
	6	環境週間設定（環境庁）
	8	光化学反応による大気汚染立体調査実施（京都府）
	10	瀬戸内海環境保全臨時措置法制定
	10	公害健康被害補償法制定
49	5	環境騒音測定開始（市）
	12	騒音規制法の地域指定を受ける
50	10	市内工場の廃棄物埋め立て問題発生
51	1	悪臭防止法の地域指定を受ける（5物質）
	2	京都地域公害防止計画策定（51年度～56年度）
	5	鉄道騒音の測定実施（市）

	6	振動規制法制定
	8	騒音に係る環境基準の類型指定を受ける
	9	硫黄酸化物に係る総量規制の地域指定を受ける
52	3	公害の現況（初版）発行（市）
	6	悪臭測定開始（市）
	8	市内工場の有機溶剤による公害問題発生
	11	『硫黄酸化物の総量削減計画』設定(京都府)
53	1	振動規制法の地域指定を受ける
	6	瀬戸内海環境保全特別措置法制定
	7	二酸化窒素に係わる環境基準設定
	9	市内工場の6価クロム排出問題発生
	10	し尿浄化槽取扱要領制定(京都府)
	11	新設事業場に対する行政指導（生活環境項目）開始（市）
	11	2市1町公害連絡会開催
54	4	機構改革により環境経済部公害交通課になる（市）
	5	悪臭防止施行令の一部改正により3物質の追加
	7	公害交通課公害係設置（市）
	8	道路騒音、振動測定開始（市）
	11	京都府公害防止条例の一部改正（野焼き、カラオケ規制等）告示
55	2	京都府公害防止条例の一部改正（野焼き、カラオケ規制等）施行
	3	『化学的酸素要求量に係る総量削減計画』策定（京都府）
	5	『燐及びその化合物に係る削減指導方針』策定（京都府）
	5	『化学的酸素要求量に係る総量規制基準』策定（京都府）
56	4	大気汚染自動測定局テレメータ化（測定場所移動）（京都府）
	6	環境月間設定（京都府） 市民向けパンフレットの発行（市）
57	4	自然環境の保全に関する条例施行（京都府）
	12	水質汚濁に係わる環境基準の一部改正（湖沼に燐、窒素を追加）
58	3	『京都地域公害防止計画』策定（57年度～61年度）
	9	NOx 第5次規制公示（京都府）
	11	城陽市公害パトロール車購入
59	3	悪臭防止法の一部改正（測定手法）
	8	環境影響評価実施要綱閣議 決定
60	2	風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律施行
	3	湖沼水質保全特別措置法施行
61	4	機構改革により公害交通課から環境公害課になる（市）
	5	公害資料のまとめ発行（市）
	5	『燐及びその化合物に係る削減指導方針』改定（京都府）
	10	『公害健康被害補償制度』中公審答申
	10	『水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法の改正について』中公審答申
62	4	『化学的酸素要求量に係る総量削減計画』改正（京都府）

- 5 『化学的酸素要求量に係る総量削減基準』改正（京都府）
- 63 3 『京都地域公害防止計画』策定
- 10 水質汚濁防止法の改正により飲食店（一定規模以上）の水質規制が行われる
- 11 『特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準』の一部改正
- H元 2 『城陽市の環境』発行（市）
- 4 『京都府ゴルフ場農薬安全使用指導要綱』制定（京都府）
- 5 『京都府環境影響評価要綱』制定（京都府）
- 5 市内2ゴルフ場（城陽カントリー倶楽部、東城陽ゴルフクラブ）と農薬使用に関する協定を締結（市）
- 10 水質汚濁防止法の改正によりトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等が地下浸透禁止物質及び有害物質に指定される
- 2 5 環境庁『ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指針について』通知
- 6 『水質汚濁防止法等の一部を改正する法律』公布（生活排水対策に係る規定及び指定地域特定施設の制度を創設）
- 7 機構改革により環境公害課から環境保全課になる（市）
- 8 建設省近畿自動車道飛島神戸線（第2名神自動車道）の計画原案を京都府知事に提示
- 9 宇治川流域河川環境改善振興大会が宇治市において開催
- 9 『水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令』公布
- 12 環境庁『化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分毎の範囲を定める件』告示
- 12 環境庁瀬戸内海関係13府県知事に対して『燐及びその化合物に係る削減指導方針の策定について』指示
- 12 第2名神自動車道に係る地元説明会を市内4ヶ所で開催（市）
- 3 4 大気環境現況測定を開始（NO₂、COを4ヶ所で四季の1週間測定）
- 6 京都の自然200選植物部門に『寺田小学校のくぬぎ』が選定される
- 11 産業まつりに動物健康相談を開設
- 12 奈島地区にホテル建設事前協議書が提出され“ラブホテル”ではないか？と住民が反対運動を起こす
- 4 4 第2名神自動車道建設に対応するため、市内部に『広域幹線道路対策室』を設置
- 4 大気環境現況測定3年度のまとめを公表
- 6 里ノ西保育園で動物ふれあい教室を開設
- 6 大気環境現況測定を実施
- 9 京都の自然200選動物部門に『イタセンパラなど水生生物の木津川右岸』が選定される
- 11 産業まつりに動物健康相談と生活排水対策啓発パネル展を開設
- 5 3 『京都府地域公害防止計画』まとめられる
- 4 空き地の雑草除去、委託料を50円から70円に改定

- 4 生ゴミ処理『コンポスト』に補助金交付制度を創設
- 5 大気環境現況測定 NO₂,CO に SPM (浮遊粒子状物質) を追加
- 6 ロータークラブから公害測定車の寄贈を受ける
- 9 京都の自然200選地形、地物部門に『鴨谷の滝』が選定される
- 9 公害パトロール車として電気自動車を購入
- 11 環境基本法が成立する
- 11 産業まつりに動物健康相談と生活排水対策パネル展を開設
- 11 第2名神自動車道建設工事の施行命令
- 6 6 環境の日に市民啓発(啓発ビラを全戸配布)を実施
- 11 産業まつりに生活排水対策パネル展を開設
- 7 3 京都の自然200選 歴史的な環境部門に『水度神社と参道の松並木』が選定される
- 4 市組織変更 環境担当が環境経済部環境保全課から都市整備部庶務課環境係となる
『大気汚染防止法』『廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令』『悪臭防止法、同施行令、同施行規則』の一部改正
『京都府浄化槽の設置等に関する要項』施行
- 6 環境の日に市民啓発(啓発ビラを全戸配布)を実施
- 6 『大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総府令の改正』施行
- 10 『京都府浄化槽の設置等に関する要綱』により、新設浄化槽は合併処理浄化槽と定める
- 11 産業まつりに生活排水対策パネル展を開設
- 12 京都府環境を守り育てる条例公布(12/15)
- 8 2 悪臭防止法施行に係る環境庁告示の改正
- 4 都市計画法等の改正に伴う騒音・振動関係告示の改正(府)
- 6 環境の日に市民啓発(啓発ビラを全戸配布)を実施
水質汚濁防止法の一部を改正する法律公布
- 7 化学的酸素要求量に係る総量削減計画策定(府)
窒素及びその化合物並びに磷及びその化合物に係る削減指導方針策定(府)
- 11 産業まつりに生活排水対策パネル展を開設
- 9 3 『京都地域公害防止計画』(4年度~8年度)が終了
- 3 山城地方環境行政事務連絡協議会解散
- 4 『地下水保全対策委員会』の設置
- 6 環境影響評価法の公布[平成11年6月施行]
- 12 気候変動枠組み条約第3回締約国会議(COP3)開催
- 10 9 京都府環境基本計画の策定
騒音に係る環境基準の改正(測定手法が中央値から等価騒音レベルに改正)[平成12年4月施行]
- 10 地球温暖化対策の推進に関する法律公布[平成11年4月施行]
- 11 4 市組織変更 都市整備部庶務課環境係から市民経済部環境交通課環境係となる

- 7 ダイオキシン類対策特別措置法公布 [平成12年 1 月施行]
- 10 環境監視員を配置
- 12 3 『城陽市 緑の基本計画』策定
- 5 『環境基本条例等策定推進本部』及び『検討委員会』の設置
- 6 『循環型社会形成推進基本法』公布
- 9 『城陽市環境市民懇話会』を設置 (市民・事業者・行政のパートナーシップにより環境基本条例等の策定に向けて始動)
- 12 『城陽市浄化槽の設置等に関する要綱』の策定
- 13 3 『城陽市動植物環境調査報告書』完成 (平成10年度から 3 ヶ年事業)
- 4 城陽市環境市民懇話会から市長に対し、『城陽市環境基本条例に関する提言書』の提出
- 8 城陽市名木・古木の認定 (認定木36本)
- 12 『城陽市環境基本条例』の公布
- 14 1 第30回城陽市環境市民懇話会開催
- 3 第 1 回環境フォーラム開催
- 4 『城陽市環境基本条例』の施行
- 『城陽市環境政策推進組織』の設置
- 5 土壌汚染対策法公布 [平成15年 2 月施行]
- 8 ISO14001認証取得へ向けて、環境方針の策定
- 9 『城陽市環境基本計画中間案』を策定
- 10 『城陽市環境審議会』の設置
- 12 第50回城陽市環境市民懇話会開催
- 15 2 『城陽市環境基本計画』について、『城陽市環境審議会』から答申
- 3 『城陽市環境基本計画』策定
- 『城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定
- ISO14001認証取得
- 第 2 回環境フォーラム開催
- 4 市組織変更 環境交通課から環境企画課となる
- 7 第65回城陽市環境市民懇話会開催 (9 月任期満了)
- 9 城陽環境パートナーシップ会議設立発起人会結成
- 10 城陽環境パートナーシップ会議設立総会
- 16 1 環境井戸端会議開催
- 2 ISO14001認証維持審査
- 4 城陽市ISO認証取得助成金交付事業開始
- 城陽環境パートナーシップ会議愛称「城陽エコパートナー」に決定
- 6 『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』制定
- 9 第 3 回環境フォーラム開催
- 17 2 ISO14001認証維持審査
- 京都議定書発効
- 11 第 4 回環境フォーラム開催

- 18 1 ISO14001認証更新審査
4 京都府地球温暖化対策条例施行
環境監視員2名体制とし土・日も含めパトロールを強化
7 市組織変更 環境企画課から環境課となる
11 第5回環境フォーラム開催
- 19 1 ISO14001認証維持審査
11 第6回環境フォーラム開催
- 20 1 ISO14001認証維持審査
2 『第2期城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定
4 京都議定書約束期間開始
11 第7回環境フォーラム開催
- 21 1 ISO14001認証更新審査
5 市内一斉クリーン活動を行う
6 『城陽市地球温暖化対策地域推進計画』策定
『城陽市環境基本計画』一部改正
『城陽市における地盤および地下水環境保全に関する調査報告書』作成
7 『地下水講演会』開催
10 ECOモニター（ファミリー・事業者）制度開始
11 第8回環境フォーラム開催
- 22 1 ISO14001認証維持審査
4 住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業開始
6 市内一斉クリーン活動を行う
10 生物多様性条約第10回締約国会議開催
11 第9回環境フォーラム開催
- 23 1 ISO14001認証維持審査
2 『城陽生き物ハンドブック』完成（城陽環境パートナーシップ会議作成）
6 市内一斉クリーン活動を行う
11 第10回環境フォーラム開催
- 24 2 『省エネ知恵ブック』完成（城陽環境パートナーシップ会議作成）
2 エコドライブ講習会（市民向け・事業者向け）の開催
3 地球温暖化防止教室の開催
4 市独自環境マネジメントシステム（J-EMS）運用開始
6 市内一斉クリーン活動を行う
11 第11回環境フォーラム開催
- 25 2 『城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』策定
2 『第3期城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定
4 ECO宣言事業の実施
省エネ相談窓口開設
6 市内一斉クリーン活動を行う
10 『環境紙芝居』完成（城陽環境パートナーシップ会議と城陽高校の協働制作）

- 11 第12回環境フォーラム開催
- 26 3 環境基本計画の見直しを策定
- 6 市内一斉クリーン活動を行う
- 7 省エネナビ貸出事業の開始
- 8 城陽生き物ハンドブック改訂版の完成
- 11 第13回環境フォーラム開催
- 27 3 地球温暖化防止教室の開催
- 6 市内一斉クリーン活動を行う
- 10 『城陽ecoBOOK』完成(城陽環境パートナーシップ会議と西城陽高校の協働制作)
- 11 第14回城陽市環境フォーラム開催

2-2 平成26年度大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況等

市町村	測定局	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	光化学オキシダント	微小粒子状物質
京都市	役所	○	○			×	○
	壬生	○	○	○		×	○
	伏見	○		○		×	
	山科	○	○	○		×	●
	左京	○	○			×	
	西京	○	○	○		×	○
	久我	○	○			×	○
	北醍醐	○	○			×	○
	自排大宮	○	○		○		●
	自排山科	○	○		○		●
自排上京	○	○				○	
自排西ノ	○	○				○	
向日市	向日陽	○	○	○		×	○
大山崎町	大山崎	○	○			×	
宇治市	宇治	○	○			×	○
城陽市	城陽	○	○			×	●
久御山町	久御山	○	○	○		×	●
京田辺市	田辺	○	○			×	○
井手町	井手						○
木津川市	木津	○	○	○		×	○
南山城村	南山城						○
精華町	精華	○	○			×	○
亀岡市	亀岡	○	○	○		×	○
南丹市	南丹	○	○			×	○
福知山市	福知山	○	○	○		×	●
舞鶴市	東舞鶴	○	○	○		×	○
綾部市	綾部	○	○			×	○
宮津市	宮津	○	○			×	○
京丹後市	京丹後	○	○			×	○
大山崎町	国道171号(自排)	○	○		○		○
八幡市	国道1号(自排)	○	○			×	●

(資料:京都府)

- (注) 1. 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、長期的評価による環境基準達成を○、非達成を●で示している。
2. 光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼間時間帯の1時間値(6～20時)が環境基準を達成していない局を×で示しています。
3. 微小粒子状物質については、長期基準及び短期基準をともに達成している局を環境基準達成としている。
4. 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質については、有効測定局(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については年間の測定時間が6,000時間以上の測定局、微小粒子状物質については年間有効測定日数が250日以上(測定局)について、評価を行った。
5. 京都市内の測定局については、京都市が測定したものである。
6. 精華局は平成27年3月19日にけいはんなプラザ敷地内に移設している。

2-3 二酸化硫黄(SO₂:経年変化)測定結果

市町	測定局	年平均値 (ppm)							
		19	20	21	22	23	24	25	26
京都市	市役所	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	—	—	—
	壬生	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
	南	0.004	0.005	0.005	0.005	0.004	—	—	—
	伏見	0.004	0.004	0.004	0.005	0.004	0.004	0.005	0.004
	山科	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
	左京	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	—	—	—
	西京	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003
	久我	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	—	—	—
醍醐	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	—	—	—	
自排桂	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	—	—	—	
向日市	向陽	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004
久御山町	久御山	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004	0.003
木津川市	木津	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
亀岡市	亀岡	0.005	0.004	0.004	0.005	0.004	0.002	0.002	0.002
福知山市	福知山	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
舞鶴市	東舞鶴	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001

(資料:京都府)

2-4 浮遊粒子状物質(SPM:経年変化)測定結果

市 町	測 定 局	年 平 均 値 (mg/m ³)							
		19	20	21	22	23	24	25	26
京 都 市	市 役 所	0.019	0.018	0.017	0.020	0.018	0.017	0.019	0.016
	壬 生	0.025	0.021	0.020	0.018	0.021	0.016	0.017	0.014
	南	0.022	0.020	0.018	0.017	0.016	—	—	—
	伏 見	0.023	0.021	0.021	0.019	0.018	—	—	—
	山 科	0.021	0.019	0.018	0.018	0.017	0.017	0.020	0.017
	左 京	0.021	0.019	0.017	0.017	0.014	0.015	0.016	0.015
	西 京	0.022	0.019	0.019	0.018	0.017	0.016	0.016	0.016
	久 我	0.027	0.024	0.022	0.020	0.018	0.018	0.019	0.017
	醍 醐	0.022	0.020	0.019	0.019	0.017	0.016	0.017	0.017
	自 排 南	(0.025)	0.026	0.025	0.023	0.022	0.021	0.023	0.022
	自 排 大 宮	0.029	(0.028)	0.023	0.024	0.022	0.024	0.025	0.022
	自 排 山 科	0.027	0.023	0.020	0.020	0.020	0.017	0.024	0.017
	自 排 上 京	0.024	0.022	0.021	0.020	—	—	0.019	0.017
自 排 西ノ京	0.021	0.021	0.020	0.017	0.019	0.021	0.023	0.017	
自 排 桂	0.023	0.022	0.020	0.019	0.018	—	—	—	
向 日 市	向 陽	0.023	0.020	0.019	0.020	0.018	0.017	0.018	0.016
大 山 崎 町	大 山 崎	0.022	0.021	0.021	0.022	0.020	0.021	0.022	0.020
宇 治 市	宇 治	0.023	0.023	0.022	0.021	0.019	0.019	0.018	0.018
	東 宇 治	0.024	0.023	—	—	—	—	—	—
城 陽 市	城 陽	0.024	0.023	0.020	0.021	0.019	—	0.023	0.020
久 御 山 町	久 御 山	0.020	0.019	0.018	0.017	0.017	0.016	0.021	0.019
八 幡 市	八 幡	0.022	0.022	0.020	—	—	—	—	—
	国設京都八幡	0.027	0.024	0.020	0.021	0.020	0.021	0.022	—
京 田 辺 市	田 辺	0.023	0.023	0.022	0.023	0.022	0.021	0.023	0.021
木 津 川 市	木 津	0.019	0.020	0.019	0.020	0.019	0.019	0.019	0.020
精 華 町	精 華	0.028	(0.019)	0.020	0.021	0.019	0.019	0.020	0.019
亀 岡 市	亀 岡	0.016	0.018	0.016	0.017	0.017	0.020	0.020	0.019
南 丹 市	南 丹	—	—	—	0.018	0.017	0.017	0.019	0.016
福 知 山 市	福 知 山	0.020	0.018	0.017	0.018	0.017	0.017	0.018	0.017
舞 鶴 市	東 舞 鶴	0.022	0.022	0.018	0.018	0.020	0.021	0.022	0.017
綾 部 市	綾 部	0.020	0.020	0.018	0.019	0.016	0.015	0.017	0.016
宮 津 市	宮 津	0.022	0.020	0.019	0.021	0.018	0.019	0.020	0.019
京 丹 後 市	京 丹 後	—	—	(0.013)	0.017	0.015	0.018	0.021	0.019
大 山 崎 町	国 道 171 号	0.033	0.030	0.027	0.022	0.018	0.019	0.022	0.025
宇 治 市	国 道 24 号	0.025	0.025	0.023	0.023	0.021	0.022	—	—
八 幡 市	国 道 1 号	0.022	0.020	0.017	0.017	0.016	0.017	0.020	0.023

(資料：京都府)

2-5 光化学オキシダント(Ox:経年変化)測定結果

市町	測定局	昼間の日最高1時間値の年平均値(ppm)							
		19	20	21	22	23	24	25	26
京都市	市役所	0.053	0.052	0.053	0.054	0.045	0.049	0.050	0.048
	壬生	0.051	0.053	0.052	0.051	0.044	0.048	0.048	0.047
	南	0.052	0.053	0.052	0.054	0.045	—	—	—
	伏見	0.051	0.052	0.053	0.055	0.045	0.048	0.049	0.047
	山科	0.052	0.053	0.053	0.058	0.046	0.049	0.048	0.048
	左京	0.054	0.054	0.055	0.060	0.045	0.048	0.050	0.048
	西京	0.053	0.053	0.053	0.056	0.045	0.049	0.051	0.049
	久我	0.050	0.052	0.052	0.052	0.044	0.048	0.049	0.048
	北醍醐	0.046	0.048	0.049	0.050	0.043	0.047	0.048	0.046
醍醐	0.052	0.053	0.054	0.056	0.046	0.049	0.051	0.049	
向日市	向陽	0.055	0.054	0.053	0.054	0.045	0.048	0.052	0.051
大山崎町	大山崎	0.049	0.049	0.051	0.052	0.044	0.050	0.052	0.049
宇治市	宇治	0.058	0.057	0.055	0.057	0.046	0.052	0.053	0.051
	東宇治	0.056	0.052	—	—	—	—	—	—
城陽市	城陽	0.053	0.052	0.053	0.056	0.046	—	0.053	0.051
久御山町	久御山	0.058	0.054	0.053	0.056	0.046	0.051	0.054	0.053
八幡市	八幡	0.049	0.055	0.052	—	—	—	—	—
	国設京都八幡	0.055	0.053	0.051	0.054	0.045	0.048	0.050	—
京田辺市	田辺	0.054	0.055	0.054	0.056	0.044	0.049	0.051	0.051
木津川市	木津	0.060	0.060	0.056	0.055	0.046	0.050	0.053	0.053
精華町	精華	0.059	0.056	0.057	0.058	0.047	0.052	0.055	0.053
亀岡市	亀岡	0.056	0.052	0.053	0.054	0.045	0.048	0.049	0.049
南丹市	南丹	—	—	—	0.055	0.045	0.047	0.049	0.050
福知山市	福知山	0.055	0.052	0.053	0.053	0.045	0.049	0.054	0.047
舞鶴市	東舞鶴	0.050	0.048	0.049	0.050	0.043	0.048	0.047	0.047
綾部市	綾部	0.052	0.048	0.049	0.053	0.045	0.050	0.049	0.048
宮津市	宮津	0.056	0.058	0.054	0.053	0.047	0.050	0.051	0.048
京丹後市	京丹後	—	—	0.047	0.053	0.046	0.048	0.049	0.049
八幡市	国道1号	—	—	—	—	—	—	0.044	0.045

(資料:京都府)

- (注) 1. 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。
 2. 昼間の1時間値は6時から20時までの測定値である。

2-6 二酸化窒素(NO₂:経年変化)測定結果

市 町	測 定 局	年 平 均 値 (ppm)							
		19	20	21	22	23	24	25	26
京 都 市	市 役 所	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011
	壬 生	0.014	0.014	0.014	0.013	0.013	0.013	0.013	0.012
	南	0.020	0.019	0.019	0.018	0.017	—	—	—
	伏 見	0.019	0.019	0.019	0.019	0.018	0.017	0.016	0.016
	山 科	0.017	0.015	0.015	0.015	0.014	0.013	0.014	0.013
	左 京	0.012	0.011	0.011	0.011	0.009	0.010	0.009	0.008
	西 京	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013	0.012	0.012	0.010
	久 我	0.018	0.019	0.019	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014
	北	0.015	0.012	0.013	0.012	0.012	0.010	0.011	0.010
	醍 醐	0.018	0.018	0.018	0.017	0.017	0.015	0.015	0.014
	自 排 南	(0.032)	0.030	0.030	0.029	0.028	0.027	0.026	0.025
	自 排 大 宮	0.034	(0.030)	0.025	0.030	0.029	0.028	0.028	0.026
	自 排 山 科	0.022	0.026	0.025	0.026	0.025	0.023	0.023	0.022
	自 排 上 京	0.016	0.014	0.014	0.014	—	—	0.011	0.010
自 排 西ノ京	0.020	0.018	0.016	0.018	0.017	0.017	0.016	0.015	
自 排 桂	0.014	0.014	0.013	0.012	0.012	—	—	—	
向 日 市	向 陽	0.014	0.016	0.013	0.014	0.013	0.012	0.011	0.009
大 山 崎 町	大 山 崎	0.015	0.014	0.015	0.014	0.014	0.014	0.014	0.013
宇 治 市	宇 治	0.015	0.014	0.013	0.013	0.012	0.011	0.011	0.012
	東 宇 治	0.019	0.016	—	—	—	—	—	—
城 陽 市	城 陽	0.013	0.012	0.011	0.011	0.011	—	0.010	0.009
久 御 山 町	久 御 山	0.018	0.017	0.016	0.016	0.016	0.014	0.015	0.014
八 幡 市	八 幡	0.019	0.019	0.018	—	—	—	—	—
	国設京都八幡	0.016	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013	—
京 田 辺 市	田 辺	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013	0.011	0.012	0.011
木 津 川 市	木 津	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.008	0.007
精 華 町	精 華	0.012	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008
亀 岡 市	亀 岡	0.009	0.009	0.007	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006
南 丹 市	南 丹	—	—	—	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004
福 知 山 市	福 知 山	0.009	0.007	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006
舞 鶴 市	東 舞 鶴	0.009	0.009	0.008	0.009	0.008	0.006	0.006	0.007
綾 部 市	綾 部	0.009	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006
宮 津 市	宮 津	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
京 丹 後 市	京 丹 後	—	—	(0.004)	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
大 山 崎 町	国道 171 号(自排)	0.030	0.030	0.029	0.028	0.029	0.028	0.025	0.023
宇 治 市	国道 24 号(自排)	0.027	0.024	0.024	0.023	0.023	0.022	—	—
八 幡 市	国道 1 号(自排)	0.025	0.024	0.024	0.024	0.023	0.022	0.022	0.020

(資料:京都府)

2-7 微小粒子状物質(PM2.5:経年変化)測定結果

市町村	測定局	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			環境基準
		24	25	26	
京都市	市役所	14.6	14.1	13.1	1年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 であり、かつ、 1日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 であること。
	壬生	14.5	14.6	12.9	
	山科	—	16.1	14.6	
	西京	—	16.3	14.3	
	久我	—	16.8	14.9	
	醍醐	15.8	15.4	14.5	
	自排南	16.2	17.1	15.6	
	自排大宮	18.0	18.1	16.5	
	自排山科	14.6	14.0	13.2	
	自排上京	—	14.6	13.2	
自排西ノ京	—	15.8	14.5		
向日市	向陽	13.0	13.7	13.4	
宇治市	宇治	13.2	14.0	13.6	
久御山町	久御山	14.7	16.1	15.0	
城陽市	城陽	—	14.6	14.7	
京田辺市	田辺	13.1	14.4	14.7	
井手町	井手	—	12.7	12.0	
木津川市	木津	13.4	14.3	14.9	
南山城村	南山城	—	—	12.3	
精華町	精華	12.4	13.5	12.4	
亀岡市	亀岡	13.0	14.9	13.3	
南丹市	南丹	11.0	12.1	13.2	
福知山市	福知山	14.4	15.0	13.6	
舞鶴市	東舞鶴	12.3	13.0	12.6	
綾部市	綾部	13.6	14.1	13.1	
宮津市	宮津	10.9	11.6	10.8	
京丹後市	京丹後	11.2	12.0	11.2	
大山崎町	国道171号(自排)	15.9	15.6	14.6	
八幡市	国道1号(自排)	16.4	17.6	15.7	

(資料:京都府)

2-8 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

(京都府)

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。
3. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2-9 光化学スモッグ注意報等の発令基準

区分	発令基準	解除基準	発令対象地域
注意報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	それぞれの注意報等の発令地点におけるオキシダント濃度が継続するおそれがないと認められるようになったとき。	① 京都市地域 (京都市) ② 乙訓地域 (向日市、長岡京市、大山崎町) ③ 宇治地域 (宇治市、城陽市、久御山町) ④ 綴喜地域 (八幡市、京田辺市、井手町) ⑤ 相楽地域 (木津川市、精華町)
警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		
緊急警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.4ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		

(資料:京都府)

2-10 大気質調査結果

大気環境測定結果(平成 26 年度)

1. JIS 規格による測定

No.	測定地点	測定項目	夏季(6月)	秋季(9月)	冬季(12月)	春季(3月)	平均値	環境基準
11	消防本部	二酸化窒素	0.015	0.016	0.020	0.015	0.017	0.04 ~0.06
		浮遊粒子状物質	0.027	0.019	0.014	0.018	0.019	0.10
		一酸化炭素	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	10

2. PTIO 方式による測定

No.	測定地点	測定項目	夏季(6月)	秋季(9月)	冬季(12月)	春季(3月)	平均値	環境基準
1	古川小学校	二酸化窒素	0.005	0.010	0.018	0.017	0.013	0.04 ~0.06
2	久津川交番所		0.007	0.009	0.021	0.015	0.013	
3	陽東苑		0.005	0.006	0.019	0.012	0.011	
4	城陽台集会所		0.005	0.006	0.015	0.009	0.009	
5	西城陽中学校		0.004	0.008	0.020	0.013	0.011	
6	あけぼのハウス		0.005	0.008	0.021	0.012	0.012	
7	京都中央信用金庫		0.008	0.010	0.022	0.017	0.014	
8	鴻ノ巣台自治会集会所		0.005	0.006	0.016	0.009	0.009	
9	JAやましろ集出荷場		0.009	0.010	0.021	0.013	0.013	
10	今池小学校		0.006	0.006	0.019	0.010	0.010	
11	消防本部		0.011	0.012	0.024	0.018	0.016	
12	長池友ヶ丘集会所		0.011	0.013	0.025	0.018	0.017	
13	水主公会堂		0.006	0.008	0.018	0.012	0.011	
14	島ノ宮集会所		0.006	0.006	0.015	0.010	0.009	
15	富野公民館		0.008	0.009	0.017	0.012	0.012	
16	南城陽中学校		0.005	0.006	0.017	0.009	0.009	
17	ボール柱(中向河原)		0.004	0.006	0.015	0.008	0.008	
18	奈島会議所		0.006	0.006	0.018	0.010	0.010	
19	市辺自治会館		0.007	0.007	0.018	0.012	0.011	
20	芦原加圧ポンプ所		0.014	0.013	0.026	0.020	0.018	
平均値			0.007	0.008	0.019	0.013	0.012	

※各季 7 日間測定

※単位 二酸化窒素及び一酸化炭素 : ppm

浮遊粒子状物質 : mg/m³

2-11 平成26年度公共用水域水質測定結果表(1)

区分	測定項目	河川名	青谷川 上流	青谷川 下流	中村川 上流	中村川 下流	今池川 上流	今池川 下流	宮ノ谷川 上流	宮ノ谷川 下流	
		採水場所	松尾	稲荷橋・明神橋	フケ	樋門上流	久保田	古川合流	丁子口	庭井	
	気温	(℃)	16.3	15.9	18.5	19.4	18.5	18.8	17.5	18.0	
	水温	(℃)	14.9	16.2	20.3	22.2	20.8	19.6	15.3	17.7	
	透視度	(cm)	47	38	46	>50	46	>50	>50	45	
生活環境項目	水素イオン濃度	(pH)	7.7	7.9	9.3	7.9	7.7	8.0	8.0	8.6	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	0.7	1.1	4.6	1.9	1.6	1.2	2.9	2.1	
	浮遊物質(SS)	(mg/L)	6	14	9	4	11	7	4	3	
	溶存酸素量(DO)	(mg/L)	10	10	12	10	8.6	9.5	9.9	12	
	大腸菌群数	(MPN/100mL)	22,000	35,000	1,700	54,000	3,500	9,200	35,000	35,000	
			79	170	23	350	540	1,700	170	1,100	
健康項目	カドミウム	(mg/L)	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	
	全シアン	(mg/L)	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	
	鉛	(mg/L)	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	
	六価クロム	(mg/L)	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	
	砒素	(mg/L)	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	
	総水銀	(mg/L)	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	
	アルキル水銀	(mg/L)	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	
	PCB	(mg/L)	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	
	ジクロロメタン	(mg/L)	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	
	四塩化炭素	(mg/L)	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	-	<0.0004	-	<0.0004	-	<0.0004	-	<0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	-	<0.004	-	<0.004	-	<0.004	-	<0.004	
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	-	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	
	トリクロロエチレン	(mg/L)	-	<0.003	-	<0.003	-	<0.003	-	<0.003	
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	
	チウラム	(mg/L)	-	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	
	シマジン	(mg/L)	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	
	チオベンカルブ	(mg/L)	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	
	ベンゼン	(mg/L)	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	
	セレン	(mg/L)	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.6	0.8	2.6	2.1	2.5	2.2	2.6	2.3	
	ふっ素	(mg/L)	-	<0.08	-	0.11	-	<0.08	-	<0.08	
	ほう素	(mg/L)	-	<0.1	-	0.1	-	<0.1	-	<0.1	
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	
	その他の項目	化学的酸素要求量(CODMn)	(mg/L)	2.3	2.5	8.6	4.3	4.4	4.1	5.2	5.0
		n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
		全磷(T-P)	(mg/L)	0.049	0.051	0.39	0.62	0.091	0.10	0.29	0.28
		全窒素(T-N)	(mg/L)	0.82	1.0	3.4	2.8	3.3	2.8	4.1	3.2
		フェノール類	(mg/L)	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01
		銅	(mg/L)	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01
亜鉛		(mg/L)	-	0.004	-	0.015	-	0.030	-	0.009	
鉄		(mg/L)	-	0.06	-	0.04	-	0.10	-	0.04	
マンガン		(mg/L)	-	0.02	-	<0.01	-	0.02	-	<0.01	
ニッケル		(mg/L)	-	<0.005	-	0.010	-	<0.005	-	<0.005	
アンモニア性窒素		(mg/L)	0.03	0.07	0.16	0.16	0.22	0.03	0.12	0.24	
陰イオン界面活性剤		(mg/L)	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	
流量		(m ³ /s)	0.032	0.033	0.003	0.076	0.387	0.262	0.004	0.017	
BOD負荷		(g/s)	0.022	0.036	0.014	0.14	0.62	0.31	0.012	0.036	
COD負荷	(g/s)	0.074	0.083	0.026	0.33	1.7	1.1	0.021	0.085		

※透視度については分析値が50以上の場合、50として平均値を算出した。

※流量が0.001m³/s未満の場合は、0.001m³/sとして平均値を算出した。

※大腸菌群数は分析方法の観点から測定結果を平均することが適切でないため、上段に最大値を、下段に最小値を示した。

2-11 平成26年度公共用水域水質測定結果表(2)

測定項目	河川名	古川 上流	古川 下流	嫁付川 上流	嫁付川 下流	大谷川 上流	大谷川 下流	長谷川 上流	長谷川 下流
	採水場所	起点	上津屋橋	尺後	古宮	大谷	下大谷	甲畑	長谷川橋
気温	(℃)	18.2	19.4	19.6	19.4	20.4	19.3	17.1	17.5
水温	(℃)	17.4	18.8	19.8	19.3	19.9	18.3	16.4	19.8
透視度	(cm)	43	47	>50	>50	>50	>50	32	38
水素イオン濃度 (pH)		8.4	8.1	7.9	8.9	7.6	9.8	8.4	8.8
生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	3.0	2.0	4.6	3.3	1.2	3.4	1.4	1.6
浮遊物質(SS)	(mg/L)	7	10	3	3	1	3	22	20
溶存酸素量(DO)	(mg/L)	12	10	8.7	13	6.1	11	10	10
大腸菌群数	(MPN/100mL)	92,000 5,400	92,000 1,100	160,000 2,400	13,000 1,600	5,400 350	16,000 23	3,500 33	3,500 23
カドミウム	(mg/L)	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003
全シアン	(mg/L)	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出
鉛	(mg/L)	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005
六価クロム	(mg/L)	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02
砒素	(mg/L)	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005
総水銀	(mg/L)	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出
PCB	(mg/L)	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出
ジクロロメタン	(mg/L)	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	-	<0.0004	-	<0.0004	-	<0.0004	-	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	-	<0.004	-	<0.004	-	<0.004	-	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	-	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	-	<0.003	-	<0.003	-	<0.003	-	<0.003
テトラクロロエチレン	(mg/L)	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002
チウラム	(mg/L)	-	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006
シマジン	(mg/L)	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001
セレン	(mg/L)	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	1.4	2.4	2.4	2.0	2.6	0.7	1.2	1.1
ふっ素	(mg/L)	-	<0.08	-	<0.08	-	<0.08	-	0.09
ほう素	(mg/L)	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1
1,4-ジオキサン	(mg/L)	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005
化学的酸素要求量(CODMn)	(mg/L)	5.5	4.7	6.8	6.4	3.5	6.7	2.7	3.7
n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
全リン(T-P)	(mg/L)	0.28	0.18	0.40	0.37	0.31	0.070	0.053	0.036
全窒素(T-N)	(mg/L)	2.6	2.9	4.2	3.3	3.0	1.2	2.0	1.7
フェノール類	(mg/L)	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01
銅	(mg/L)	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01
亜鉛	(mg/L)	-	0.019	-	0.007	-	0.005	-	0.001
鉄	(mg/L)	-	0.08	-	0.03	-	0.11	-	0.04
マンガン	(mg/L)	-	0.03	-	<0.01	-	<0.01	-	0.015
ニッケル	(mg/L)	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005
アンモニア性窒素	(mg/L)	0.45	0.08	0.49	0.29	0.15	0.02	0.05	0.03
陰イオン界面活性剤	(mg/L)	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.02	0.03
流量	(m ³ /s)	0.027	0.279	0.027	0.022	0.002	<0.001	0.028	0.030
BOD負荷	(g/s)	0.081	0.56	0.12	0.073	0.0024	<0.0034	0.039	0.048
COD負荷	(g/s)	0.15	1.3	0.18	0.14	0.007	<0.0067	0.076	0.11

※透視度については分析値が50以上の場合、50として平均値を算出した。

※流量が0.001m³/s未満の場合は、0.001m³/sとして平均値を算出した。

※大腸菌群数は分析方法の観点から測定結果を平均することが適切でないため、上段に最大値を、下段に最小値を示した。

※古川下流については、河川工事のため年度途中で測定地点を変更し測定した。

2-12 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格K0102 の 65.2 に定める方法(ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格K0102 の 34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

【備考】

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

2-13 市内8河川水質(BOD値)の経年変化(年平均値)

(単位:mg/L)

年度	青谷川		中村川		今池川		宮ノ谷川		古川		嫁付川		大谷川		長谷川	
	上流	下流	上流	下流	上流	下流	上流	下流	上流	下流	上流	下流	上流	下流	上流	下流
S60年度	-	3.8	-	7.0	17	-	-	5.0	-	12	-	17	-	19	-	-
S61年度	-	8.4	-	51	21	-	-	22	-	28	-	57	-	32	-	-
S62年度	-	8.1	-	26	26	-	-	23	-	23	-	60	-	33	-	-
S63年度	-	7.0	-	28	11	15	-	21	17	22	41	36	13	25	-	-
H元年度	-	8.9	6.7	22	8.5	18	32	28	15	15	36	35	11	15	-	-
H2年度	-	4.9	9.1	36	6.3	10	49	23	20	17	41	26	6.6	15	-	-
H3年度	-	6.9	8.9	11	7.5	12	34	23	21	19	51	37	4.5	22	-	-
H4年度	-	5.2	10	83	10	19	78	35	25	28	78	58	22	28	-	-
H5年度	-	2.7	6.7	11	5.4	9.8	33	19	17	13	46	31	28	17	-	--
H6年度	-	6.9	9.4	20	9.2	11	21	21	20	43	44	460	19	16	-	-
H7年度	-	12	6.9	23	7.6	10	85	31	21	39	49	92	13	23	-	-
H8年度	-	4.0	5.3	15	10	12	38	16	16	23	37	130	45	15	-	-
H9年度	-	5.0	7.6	11	5.9	9.5	66	24	21	44	47	200	68	14	-	-
H10年度	-	5.0	5.8	16	6.5	6.7	28	13	15	37	26	300	66	13	-	-
H11年度	-	3.3	6.9	12	6.2	9.2	32	18	16	25	35	31	5.4	13	-	-
H12年度	1.3	3.1	9.0	11	4.8	5.2	28	18	15	34	30	100	4.7	10	-	-
H13年度	1.3	3.4	6.0	18	6.5	6.9	29	14	16	13	38	27	9.8	9.8	-	-
H14年度	1.1	5.2	5.7	11	8.6	13	20	12	10	9.7	32	21	2.0	8.4	-	-
H15年度	0.8	2.5	4.4	11	5.3	3.1	18	11	9.4	6.2	20	11	26	6.7	-	-
H16年度	1.2	2.7	4.4	9.2	3.7	3.0	30	27	15	5.8	16	13	2.4	3.6	-	-
H17年度	0.7	3.8	5.5	13	4.2	4.2	16	7.6	7.9	6.2	12	8.3	2.8	5.2	-	-
H18年度	1.4	15	7.3	12	3.4	3.6	9.8	6.8	5.1	6.5	14	11	3.3	4.4	1.4	61
H19年度	2.0	3.3	5.8	14	3.3	2.9	10	5.3	4.6	3.9	13	19	2.7	3.2	1.7	2.3
H20年度	1.1	2.7	3.7	4.6	2.6	3.0	6.9	4.9	4.3	2.6	12	4.8	2.2	5.0	1.5	2.2
H21年度	1.1	3.3	5.7	8.0	2.4	2.2	8.2	4.4	5.0	4.1	12	23	2.7	6.7	1.6	1.5
H22年度	2.1	2.5	4.8	2.8	3.0	3.0	6.1	4.7	4.2	3.1	16	6.8	3.9	2.8	1.4	1.5
H23年度	0.8	2.0	5.5	5.1	2.4	3.0	5.6	4.9	2.9	2.1	7.8	7.7	4.1	4.9	1.4	1.7
H24年度	1.3	2.7	4.5	3.7	2.1	2.0	4.9	2.9	3.2	2.2	7.3	5.5	4.0	2.9	1.8	1.9
H25年度	2.4	2.1	3.3	2.4	1.6	1.7	3.6	3.2	3.2	2.4	6.0	5.6	2.8	2.9	1.5	1.6
H26年度	0.7	1.1	4.6	1.9	1.6	1.2	2.9	2.1	3.0	2.0	4.6	3.3	1.2	3.4	1.4	1.6

2-14 生活環境の保全に関する環境基準

河川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質濃度 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—
測定方法		日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102の21に定める方法	公共用水域告示付表9に掲げる方法	規格K0102の32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視観測装置によりこれと同程度の計量結果の得られる方法	最確数による定量法
備考						

1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。
 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる)。
 4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる)。
 試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL・・・のように連続した4段階(試料量が 0.1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。)を5本ずつBGLB 醗酵管に移植し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。
 この際、試料はその最大限を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

※25年3月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)が追加されました。

- (注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水道 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水道 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 水産 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 水産 3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水 1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 工業用水 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 工業用水 3級:特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

2-15 地下水水質測定結果(1)

内容及び項目	久世 八丁	平川 広田	寺田 南川顔	寺田 大川原	水主 森ノ東	枇杷庄 中奥田	富野 荒見田	定量 下限値	環境基準
カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	0.003 mg/ℓ以下
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	検出されないこと
鉛	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.05 mg/ℓ以下
砒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと
PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002 mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002 mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	0.004 mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1 mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.04 mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	1 mg/ℓ以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	0.03 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01 mg/ℓ以下
1, 3-ジクロロプロペン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01 mg/ℓ以下
セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	ND	7.8	2.1	ND	ND	1.3	0.1	10 mg/ℓ以下
ふっ素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.08	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	1 mg/ℓ以下
1, 4-ジオキサン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.05 mg/ℓ以下
水素イオン濃度(pH)	6.5	6.4	6.4	6.0	6.5	6.5	6.3	—	—

2-15地下水水質測定結果(2)

内容及び項目	枇杷庄 知原	富野 内川	長池 北清水	観音堂 甲田	中 樋ノ上	奈島 川田	市辺 中垣内	定量 下限値	環境基準
カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	0.003 mg/ℓ以下
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	検出されないこと
鉛	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.05 mg/ℓ以下
砒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと
PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002 mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002 mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	0.004 mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1 mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.04 mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	1 mg/ℓ以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	0.03 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01 mg/ℓ以下
1, 3-ジクロロプロペン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01 mg/ℓ以下
セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.8	1.1	7.8	2.3	6.3	1.9	1.4	0.1	10 mg/ℓ以下
ふっ素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.08	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	1 mg/ℓ以下
1, 4-ジオキサン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.05 mg/ℓ以下
水素イオン濃度(pH)	6.5	6.8	5.8	6.3	5.8	6.4	6.3	—	—

2-16 地下水の環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 K0102 の 38.1. 2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格K0102 の 65.2 に定める方法(ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格 K0170-7 の 7 のa) 又はb) に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 61.2 又は 61.3 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 67.2 又は 67.3 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格K0102 の 34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格K0102 の 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は公共用水域告示付表7に掲げる方法
1,4-ジオキサソ	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

【備考】

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

2-17 城陽市地下水採取の適正化に関する条例

平成 9 年 4 月 1 日

条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地下水を市民の共有にして有限な資源と認識し、地下水採取の適正化及び地下水の合理的な利用を図ることによって、市民の生活用水としての水道水源を保全し、ひいては市全体の地下水の保全を図るとともに、地下水の枯渇、地盤沈下等を防止し、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 揚水施設 動力を用いて地下水を採取するための施設をいう。
- (2) 井戸深度 地表面からケーシングの最下部までの深さをいう。
- (3) ケーシング 掘削した井戸に設置した鋼管等をいう。
- (4) 吐出口径 揚水機の吐出口の口径をいう。

(許可)

第 3 条 次に掲げる地域(以下「指定地域」という。)内で揚水施設を設置して地下水を採取しようとする者は、その井戸深度、ケーシングの口径及び吐出口径について市長の許可を受けなければならない。ただし、当該揚水施設に係る井戸が、手掘り又は打込みによるものである場合は、この限りでない。

- (1) 第 1 種規制地域 公共用の水道の水源井戸から 600 メートル以内の地域
- (2) 第 2 種規制地域 第 1 種規制地域を除く市の全域

(許可の申請)

第 4 条 前条の許可を受けようとする者は、揚水施設の設置工事に着手する日の 30 日前までに規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該揚水施設の吐出口径が規則で定める大きさ以上であるときは、地下水の利用に関する管理者(以下「地下水利用管理者」という。)を選任し、その者の氏名を市長に届け出なければならない。

(許可の基準)

第 5 条 市長は、第 3 条の許可の申請に係る揚水施設の井戸深度、ケーシングの口径及び吐出口径が次に掲げる基準(以下「許可基準」という。)に適合していると認める場合でなければ同条の許可をしてはならない。

区分	井戸深度	ケーシングの口径	吐出口径
第 1 種規制地域	100m 以内	100 mm 以下	40 mm 以下
第 2 種規制地域	—	300 mm 以下	100 mm 以下

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第 3 条の許可の申請に係る揚水施設により採取する地下水が、公共の用に供するものである場合又は用途上特に必要かつ適当であって、他の水源をもって代えることが困難であると認める場合に限り、同条の許可をすることができる。

3 市長は、前項の規定を適用するときは、城陽市地下水保全対策委員会の審議を経なければ

ならない。

(経過措置)

第 6 条 一の地域が第 2 種規制地域から第 1 種規制地域となった際現に当該地域内で許可揚水施設(第 3 条の許可を受けた揚水施設をいう。以下同じ。)により地下水を採取している者に係る同条の許可は、当該許可揚水施設が前条に規定する第 1 種規制地域における許可基準に適合しないこととなった場合であってもその効力を失わない。

(変更の許可)

第 7 条 第 3 条の許可を受けた者(以下「地下水採取者」という。)は、許可揚水施設について、その井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 第 4 条及び第 5 条の規定は、前項の許可に準用する。

(変更の制限)

第 8 条 第 6 条の規定により第 3 条の許可の効力を失わないこととされた許可揚水施設については、当該許可揚水施設に係る井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくすることはできない。

(許可の条件)

第 9 条 市長は、第 3 条又は第 7 条第 1 項の許可に、地下水の合理的な利用の促進を図るため必要な条件を付すことができる。ただし、その条件は、その地下水採取者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(採取量の制限)

第 10 条 地下水採取者が当該許可揚水施設により採取する地下水の量は、指定地域ごとに規則で定める基準を超えてはならない。

(地下水採取者の責務)

第 11 条 地下水採取者は、地下水の循環利用、かん養等その合理的な利用に努めなければならない。

(採取量の報告)

第 12 条 規則で定める大きさ以上の吐出口径の揚水施設を有する地下水採取者は、毎年 4 月 30 日までに前年度における地下水の採取量を市長に報告しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第 13 条 地下水採取者は、その氏名、名称、住所又は地下水利用管理者に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の承継)

第 14 条 地下水採取者から許可揚水施設を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取する者は、当該許可揚水施設に係る地下水採取者の地位を承継する。

2 地下水採取者について相続人又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、地下水採取者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により地下水採取者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の失効)

第 15 条 地下水採取者がその許可揚水施設につき次の各号のいずれかに該当するに至った場

合においては、当該許可揚水施設に係る第3条の許可は、その効力を失う。この場合においては、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 許可揚水施設により地下水を採取することを廃止したとき。

(2) 前号の場合のほか、許可揚水施設を廃止したとき。

(指導又は勧告)

第16条 市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、地下水の採取又はその合理的な利用に関して指導又は勧告をすることができる。

(監督処分)

第17条 市長は、偽りその他不正な手段により第3条又は第7条第1項の許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 市長は、第3条若しくは第7条第1項の許可を受けず、又は第9条の規定により付した条件に違反して揚水施設を設置し地下水を採取している者に対して、当該揚水施設による地下水の採取を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限をつけて、その違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(立入検査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、揚水施設の設置の場所又は当該揚水施設により地下水を採取する者の事業所若しくは事務所に立ち入り、揚水施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地下水保全対策委員会)

第19条 第5条第3項に規定する同条第2項の許可その他この条例の施行に関し、必要な事項についての審議を行わせるため、城陽市地下水保全対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員7名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験を有する者

(3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(氏名の公表)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称を公表することができる。

(1) 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第17条第2項の規定による命令に違反した者

(罰則)

第 22 条 第 3 条の許可を受けずに規制地域内で揚水施設を設置し地下水を採取した者は、100,000 円以下の罰金に処する。

第 23 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30,000 円以下の罰金に処する。

(1) 第 7 条第 1 項の許可を受けずに許可揚水施設の井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくし地下水を採取した者

(2) 第 18 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第 24 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年(1997 年)5 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条の規定は、平成 10 年(1998 年)4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定地域内の揚水施設により地下水を採取している者(揚水施設の建設中の者を含む。)は、その揚水施設について、その井戸深度、ケーシングの口径及び吐出口径(以下「既存規模」という。)により、第 3 条の許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者は、この条例の施行日から起算して 3 月以内に別に定める届出書を市長に提出しなければならない。

4 一の地域内にある揚水施設に係る附則第 2 項の許可は、当該地域の指定地域の区分の変更があった場合であってもその効力を失わない。

5 附則第 2 項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者が、当該許可に係る揚水施設(当該揚水施設が第 1 種規制地域内にあり、その既存規模が第 5 条に規定する第 2 種規制地域における許可基準を超えているものに限る。)を変更するときは、第 5 条に規定する第 2 種規制地域における許可基準を超えることはできない。

6 附則第 2 項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者は、当該許可に係る揚水施設が次に掲げるものである場合は、その井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくする変更をすることはできない。

(1) 第 1 種規制地域内にあって、既存規模が第 5 条に規定する第 1 種規制地域における許可基準を超え、かつ、第 2 種規制地域における許可基準以下であるもの

(2) 第 2 種規制地域内にあって、既存規模が第 5 条に規定する第 2 種規制地域における許可基準を超えているもの

7 附則第 2 項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者については、第 10 条の規定は適用しない。

2-18 地下水取水状況（平成27年3月末）

吐出口径(cm)	件数	揚水量(m ³ /年)	比率(%)
40未満	124	481,201	2.0
40以上50未満	62	439,041	1.8
50以上65未満	78	992,055	4.1
65以上80未満	89	2,386,184	9.9
80以上100未満	69	2,464,534	10.3
100以上125未満	61	7,510,880	31.3
125以上150未満	19	4,246,703	17.7
150以上	14	5,488,632	22.9
合計	516	24,009,230	100.0

用途	件数	揚水量(m ³ /年)	比率(%)
農業用	201	9,170,223	38.2
工業用	103	5,259,150	21.9
商業用	67	881,957	3.7
家庭用	75	410,099	1.7
その他	51	758,300	3.2
水道事業	19	7,529,501	31.4
計	516	24,009,230	100.0

2-19 地下水位状況

地上を0としてm表示	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
浅井戸 (久津川地域)	-4.3	-4.2	-4.3	-3.9	-3.7	-3.9	-3.6	-3.7	-3.9	-4.1
井戸深度60m、井戸口径250mm、標高14m										
浅井戸 (寺田地域)	-4.5	-4.3	-4.4	-4.1	-4.0	-3.9	-3.8	-3.7	-3.7	-3.9
井戸深度30m、井戸口径60mm、標高15m										
浅井戸 (富野青谷地域)	-6.7	-6.1	-6.4	-6.2	-6.1	-5.9	-5.5	-5.4	-5.5	-5.4
井戸深度40m、井戸口径200mm、標高20m										
深井戸 (市中央部)	-44.4	-43.8	-43.9	-43.6	-42.9	-42.1	-41.2	-40.4	-39.6	-39.8
井戸深度90m、井戸口径150mm、標高54m										

(資料：上下水道部)

2-20 一般地域の環境騒音測定結果(平成 26 年 12 月 9 日~12 月 10 日)

測定地点	用途 地域	環境基準		測定結果				区域 類型
				等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)		環境基準適合状況		
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
1. 平川茶屋裏 26-10	1種 住居	55	45	47	42	○	○	一般 B
2. 寺田庭井 92-3	1種 住居	55	45	46	38	○	○	一般 B
3. 久世上大谷 18-7	1低 住専	55	45	46	38	○	○	一般 A
4. 寺田市市ノ久保 2-395	1低 住専	55	45	46	37	○	○	一般 A
5. 富野北垣内 1-136	1低 住専	55	45	50	42	○	○	一般 A

注)環境基準値は改正され平成 11 年4月1日に施行される。

2-21-(1) 道路交通・振動測定結果(平成 26 年 12 月 9 日～12 月 10 日)

	No.	路線名	測定地点	用途地域	振動測定結果				交通量(台/10分)	
					振動(L ₁₀ :dB)		要請限度値(dB)		平成 26 年度	
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
幹線交通を担う道路近接空間	1	府道城陽宇治線	寺田垣内後 46-3	準住居	36	33	65	60	214	77
	2	府道上狛城陽線	観音堂巽畑 17	調整区域	42	31	65	60	84	23
	3	府道富野荘八幡線	富野堀口 2	1種住居	40	31	65	60	43	16
	4	府道寺田水主線	枇杷庄大三戸 18	1種住居	34	26	65	60	60	23
	5	府道山城青谷停車場線	市辺小梨間 50	1種住居	39	25	65	60	21	12
	6	府道八幡城陽線	平川大將軍 2	2低住専	34	25	65	60	71	24

(注)時間区分:振動 昼間 8:00～19:00、夜間 19:00～8:00

振動レベルの 25 dB未満の値については、振動レベル計の測定下限値未満の値であるが参考として記載する。

2-21-(2) 平成26年度評価区間別面的評価結果(平成26年12月9日~12月10日)

評価区間	評価区間の 始点	評価区間の 終点	面的評価結果(戸数)					面的評価結果(%)				
			評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間 とも基準値 以下	昼間のみ基 準値以下	夜間のみ基 準値以下	昼間・夜間 とも基準値 超過	評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間 とも基準値 以下	昼間のみ基 準値以下	夜間のみ基 準値以下	昼間・夜間 とも基準値 超過
全体			3,368	3,306	62	0	0	100.0	98.2	1.8	0.0	0.0
府道城陽 宇治線	寺田新池	久世南垣内	490	459	31	0	0	100.0	93.7	6.3	0.0	0.0
	久世南垣内	平川室木	231	201	30	0	0	100.0	87.0	13.0	0.0	0.0
府道上狛 城陽線	市辺南垣内	観音堂巽畑	271	271	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	観音堂巽畑	観音堂甲畑	14	14	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	観音堂甲畑	長池北清水	229	229	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	市辺南垣内	市辺南垣内	1	1	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
府道富野荘 八幡線	長池北清水	富野南清水	152	151	1	0	0	100.0	99.3	0.7	0.0	0.0
	富野南清水	富野北垣内	294	294	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	富野北垣内	水主北垣内	893	893	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
府道寺田 水主線	寺田大畔	枇杷庄西ノ口	266	266	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
府道山城青 谷停車場線	市辺五島	市辺五島	146	146	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
府道八幡 城陽線	平川横道	平川浜道裏	381	381	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

2-22 騒音に係る特定施設の届出状況

(平成 27 年 3 月末現在)

種 類	騒音規制法		府条例	
	事業場数	施 設 数	事業場数	施 設 数
金属加工機械	12	71	66	199
圧縮機、送風機	31	151	176	984
土石用破砕機等	1	3	11	25
繊維機械	4	20	15	33
建設用資材製造機械	2	4	9	20
木材加工機械	2	11	16	30
印刷機械	6	20	—	—
合成樹脂用射出成形機	3	27	1	3
合成樹脂加工機械	—	—	3	5
遠心分離機	—	—	1	1
クーリングタワー	—	—	25	41
重油バーナー	—	—	3	7
工業用動力マシン	—	—	5	9
計	61	307	331	1,357

※法の事業場数は実数、府条例の事業場数は延数。

2-23 振動に係る特定施設の届出状況

(平成 27 年 3 月末現在)

種 類	振動規制法		府条例	
	事業場数	施 設 数	事業場数	施 設 数
金属加工機械	14	69	11	21
圧縮機	28	84	14	23
土石用破砕機等	2	3	9	16
繊維機械	3	10	—	—
コンクリートブロックマシン等	1	2	—	—
木材加工機械	1	1	—	—
バッチャープラント	—	—	4	4
印刷機械	2	11	—	—
合成樹脂用射出成形機	2	25	—	—
冷凍機	—	—	86	448
計	53	205	124	512

※法の事業場数は実数、府条例の事業場数は延数。

2-24 騒音に係る環境基準(抜粋)

地域の類型		時間の区分		
		昼間	夜間	
		6時から22時	22時から6時	
一般地域	A地域	55 dB以下	45 dB以下	
	B地域			
	C地域	60 dB以下	50 dB以下	
道路に面する地域	A地域	2車線以上	60 dB以下	55 dB以下
	B地域	2車線以上	65 dB以下	60 dB以下
	C地域	車線を有する		
幹線交通を担う道路に近接する空間		70 dB以下	65 dB以下	

(地域の類型) A地域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

B地域:第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

C地域:近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

幹線交通を担う道路に近接する空間:高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道並びに自動車専用道路に面する地域のうち、2車線以下の車線を有する道路にあっては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路にあっては、道路端から20mまでの範囲をいう。

2-25 騒音規制法第17条第1項に基づく自動車騒音の限度値(抜粋)

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		6時から22時	22時から6時
a区域	1車線	65 dB	55 dB
	2車線以上	70 dB	65 dB
b区域	2車線以上	75 dB	70 dB
c区域	車線を有する		
幹線交通を担う道路に近接する区域		75 dB	70 dB

(区域の区分) a区域:専ら住居の用に供される区域

b区域:主として住居の用に供される区域

c区域:相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される区域

幹線交通を担う道路に近接する区域:高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道並びに自動車専用道路に面する地域のうち、2車線以下の車線を有する道路にあっては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路にあっては、道路端から20mまでの範囲をいう。

2-26 振動規制法第16条に基づく道路交通振動の限度値(抜粋)

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		8:00~19:00	19:00~8:00
第1種区域	(住居系地域)	65 dB	60 dB
第2種区域	(近商・商業・工業)	70 dB	65 dB

2-27 悪臭防止法に基づく規制基準

規制地域:本市は昭和 52 年から規制地域の適用を受けている。

なお、本市は嗅覚測定法は採用していない。

敷地境界線の地表における規制基準

単位:ppm

悪臭物質の種類	許 容 限 度		備 考
	A地域	B地域	
アンモニア	1	5	1. A 地域とは、規制地域のうち B 地域以外の区域をいう。 2. B 地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条の規定により森林地域として定められた地域(都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。)をいう。
メチルメルカプタン	0.002	0.01	
硫化水素	0.02	0.2	
硫化メチル	0.01	0.2	
二硫化メチル	0.009	0.1	
トリメチルアミン	0.005	0.07	
アセトアルデヒド	0.05	0.5	
プロピオンアルデヒド	0.05	0.5	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.05	
イソバレルアルデヒド	0.003	0.01	
イソブタノール	0.9	20	
酢酸エチル	3	20	
メチルイソブチルケトン	1	6	
トルエン	10	60	
スチレン	0.4	2	
キシレン	1	5	
プロピオン酸	0.03	0.2	
ノルマル酪酸	0.001	0.006	
ノルマル吉草酸	0.0009	0.004	
イソ吉草酸	0.001	0.01	

2-28 ダイオキシン類等の調査結果

(1) 事業場自主測定 (4事業場)

種 類	測定場所等	測定日	測定値	基準値
排出ガス	公共施設 A-1	H26. 8. 21	0.00037 ng-TEQ/m ³	10 ng-TEQ/m ³
	公共施設 A-2	H26.10. 9	0.000039 ng-TEQ/m ³	0.1 ng-TEQ/m ³
	公共施設 A-3	H26. 8. 22	0.0000013 ng-TEQ/m ³	0.1 ng-TEQ/m ³
	公共施設 B	休止中		10 ng-TEQ/m ³
	A 社	H27. 1. 26	0 ng-TEQ/m ³	10 ng-TEQ/m ³
	B 社	①H26. 4. 25	①0.84 ng-TEQ/m ³	10 ng-TEQ/m ³
		②H26.12. 9	②0.053 ng-TEQ/m ³	
C 社	H27. 2. 20	0.17 ng-TEQ/m ³	5 ng-TEQ/m ³	
ばいじん	公共施設 A-1	集じんなし		3 ng-TEQ/g
	公共施設 A-2	H26.10. 9	0.27 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	公共施設 A-3	上記と混合排出		3 ng-TEQ/g
	公共施設 B	休止中		3 ng-TEQ/g
	A 社	H27. 1. 26	0.00044 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	B 社	①H26. 4. 25	0.0099 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
		②H26.12. 9	0.0038 ng-TEQ/g	
C 社	H27. 2. 20	0.09 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g	
燃え殻	公共施設 A-1	H26. 8. 22	0 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	公共施設 A-2	H26.10. 9	0.0026 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	公共施設 A-3	H26. 8. 22	0.044 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	公共施設 B	休止中		3 ng-TEQ/g
	A 社	H27. 1. 26	0 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	B 社	①H26. 4. 25	0.0067 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
		②H26.12. 9	0.0077 ng-TEQ/g	
C 社	H27. 2. 20	0.04 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g	
排出水	公共施設 A-1	H27. 1. 23	0 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L
	公共施設 A-2			
	公共施設 A-3			

(資料：京都府)

2-29 城陽市あき地の雑草等の除去に関する条例

昭和 58 年 3 月 29 日

条例第 9 号

城陽市あき地の雑草の除去に関する条例(昭和 48 年条例第 25 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、あき地の雑草等を除去することによって、市民の良好な生活環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) あき地 現に使用していない土地及びこれに準ずる土地をいう。
- (2) 雑草等 雑草、枯草又はかん木類をいう。
- (3) 所有者等 あき地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (4) 不良状態 あき地が雑草等の繁茂により、次のいずれかに該当する状態をいう。

ア 市民の健康を害し、又は害するおそれがあるとき。

イ 犯罪、火災又は交通事故の発生を誘発するおそれがあるとき。

(所有者等の義務)

第 3 条 あき地の所有者等は、当該あき地が不良状態にならないよう努めなければならない。

(適用の範囲)

第 4 条 この条例の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市街化区域(都市計画法第 7 条に規定する区域をいう。)内のあき地
- (2) 市街化調整区域(都市計画法第 7 条に規定する区域をいう。)内で市長が雑草等の除去を必要と認めたあき地

(除去の指導)

第 5 条 市長は、あき地が不良状態にあると認めたときは、当該あき地の所有者等に対し、雑草等の除去について指導をするものとする。

(除去の命令)

第 6 条 市長は、所有者等が前条の指導に従わないときは、その者に対し当該あき地の雑草等の除去を命ずることができる。

(代執行)

第 7 条 市長は、あき地の所有者等が前条の命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法の定めるところにより、市長は、あき地の所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用をあき地の所有者等から徴収するものとする。

2 代執行を行う執行責任者は、その執行責任を有する者であることを示す証票を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(立入調査)

第 8 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、あき地に立入り、その状態、管

理の方法、措置の内容その他必要な事項に関し調査することができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(除去の委託)

第9条 あき地の所有者等は、当該あき地の雑草等の除去を市長に申請し、委託することができる。

- 2 委託料については、規則で定める。

(罰則)

第10条 第6条の規定による命令に違反した者については3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

2-30 除草指導状況

区分		年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
対象地	筆数(筆)		166	154	147	141	135	134	130	132
	面積(m ²)		59,964	56,029	55,252	54,178	47,381	47,038	47,349	47,527
処理数	自己処理	筆数(筆)	127	142	110	129	99	118	97	122
		面積(m ²)	50,960	52,803	47,012	51,810	38,376	44,051	40,041	45,416
	委託処理	筆数(筆)	36	10	35	11	33	15	32	8
		面積(m ²)	8,099	2,496	7,655	1,783	7,726	2,402	6,723	1,318
	合計	筆数(筆)	163	152	146	140	132	133	129	130
		面積(m ²)	59,059	55,299	54,667	53,593	46,102	46,453	46,764	46,734
未処理数	筆数(筆)		3	2	1	1	3	1	1	2
	面積(m ²)		905	730	585	585	1,279	585	585	793
処理率(%)			98.5	98.7	98.9	98.9	97.3	98.8	98.8	98.3
苦情件数(件)			7	1	14	3	9	0	12	4

2-31 公害別の苦情受理件数及び処理件数

項目	典型7公害							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
平成17年度	12	6	0	3	0	0	15	14	50
	12	6	0	3	0	0	15	14	50
平成18年度	12	9	0	8	0	0	12	6	47
	12	9	0	8	0	0	12	6	47
平成19年度	9	17	0	16	2	0	12	24	80
	9	17	0	15	2	0	10	24	77
平成20年度	7	6	0	12	2	0	11	21	59
	7	6	0	10	2	0	11	19	55
平成21年度	15	6	1	8	0	0	13	17	60
	14	6	1	7	0	0	11	17	56
平成22年度	10	9	0	10	0	0	11	16	56
	10	9	0	9	0	0	11	16	55
平成23年度	11	1	0	13	0	0	10	22	57
	11	1	0	12	0	0	10	22	56
平成24年度	12	1	0	3	1	0	11	18	46
	12	1	0	3	1	0	10	18	45
平成25年度	12	3	1	2	0	0	10	18	46
	12	3	1	2	0	0	10	18	46
平成26年度	21	6	0	13	2	0	4	10	56
	21	6	0	14	2	0	5	10	58

(注) 上段:受理件数、 下段:年度内処理件数

2-32 用途地域別苦情発生件数

地 域 \ 種 類	年 度	典 型 公 害							その他	合計
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭		
第1種低層住居専用 355ha	24	2	1	0	1	0	0	7	8	19
	25	4	1	0	2	0	0	7	14	28
	26	3	1	0	3	1	0	1	1	10
第2種低層住居専用 20ha	24	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第1種住居地域 306ha	24	3	0	0	1	1	0	3	4	12
	25	3	1	0	0	0	0	1	0	5
	26	7	1	0	6	0	0	0	5	19
第2種住居地域 1ha	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準住居地域 15ha	24	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	0	0	0	3	0	0	1	0	4
近隣商業地域 21ha	24	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	0	0	0	1	0	0	0	0	1
商業地域 2ha	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準工業地域 59ha	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	25	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	26	0	1	0	0	0	0	0	0	1
工業地域 17ha	24	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工業専用地域 6ha	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市街化調整 2,469ha	24	6	0	0	0	0	0	0	6	12
	25	5	1	1	0	0	0	2	3	12
	26	11	3	0	0	1	0	2	4	21
合 計 3,271ha	24	12	1	0	3	1	0	11	18	46
	25	12	3	1	2	0	0	10	18	46
	26	21	6	0	13	2	0	4	10	56

2-33 城陽市廃棄物減量等推進審議会条例

平成8年4月1日
条例第10号

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7の規定に基づき、城陽市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 一般廃棄物の分別・減量に関する事項
- (2) 一般廃棄物の適正処理に関する事項
- (3) 一般廃棄物の再生利用に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項に規定する調査審議のほか、一般廃棄物の減量等に関する事項について市長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(意見の開陳その他の協力)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、廃棄物処理主管課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年(1999年)3月1日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年(1999年)4月1日から施行する。

附 則(平成18年(2006年)3月31日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年(2006年)7月1日から施行する。

附 則(平成21年(2009年)7月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年(2010年)12月28日条例第25号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年(2011年)4月1日から施行する。

2-34 ごみの処理量と資源化率

(単位:t/年)

項目		年度					
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
燃やすごみ	家庭系	14,726	14,268	14,307	13,998	12,361	12,294
	事業系	4,029	4,106	3,994	4,230	4,332	4,555
燃やさないごみ	家庭系	3,756	3,755	3,742	3,839	3,747	3,241
	事業系	111	90	72	83	106	131
資源ごみ (カン・びん・ペットボトル等)	回収量	946	948	892	878	915	1,194
	資源化量	641	639	606	615	627	793
集団回収(新聞・ダンボール等)		3,798	3,784	3,843	3,850	4,209	4,029
資源ごみ収集量合計		4,744	4,732	4,735	4,728	5,124	5,223
資源化率(%)		93.6	93.5	93.9	94.4	94.4	92.3
一人1日あたりごみ排出量(g)		631	617	622	613	557	541

(資料:ごみ減量推進課)

(注) 資源化率=(資源化資源ごみ+集団回収)/資源ごみ収集量合計

一人1日あたりごみ排出量=(家庭系の燃やすごみ+家庭系の燃やさないごみ)/市の人口/年間日数で算出。

家庭系の燃やすごみ及び燃やさないごみには、不法投棄その他分を含む。

※ 平成25年度より家庭系燃やさないごみに、土砂を含める。

※ 平成26年度より資源ごみに、プラマーク製品を含める。

2-35 し尿と浄化槽汚泥

(単位:k0)

項目	年度									
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
し尿	7,950	6,456	5,570	5,058	4,456	4,195	3,962	3,929	3,634	3,257
浄化槽汚泥	8,944	7,330	6,258	5,660	4,901	4,511	4,938	4,121	4,305	3,629
合計	16,894	13,786	11,828	10,745	9,357	8,706	8,900	8,050	7,939	6,886

(資料:ごみ減量推進課)

2-36 生ごみ処理機等購入費補助の状況

(単位:件)

生ごみ処理機等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
コンポスト容器	4	2	6	6	6	8	3	3	10	1
ボカシ容器	8	3	4	2	6	3	5	2	4	1
生ごみ処理機	44	41	33	19	27	32	16	9	11	4

(資料:ごみ減量推進課)

2-37 城陽市飼い犬のふん害の防止に関する条例

平成 17 年 4 月 1 日
条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、飼い犬のふんの処理等について必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害の防止に関する意識の高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふん害 道路、河川、公園、学校、福祉施設、医療施設、神社仏閣及びこれらに類する場所(以下「公共の場所」という。)にふんを放置することをいう。
- (2) 飼い主 飼い犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合は、その者を含む。)をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、飼い犬のふん害の防止に関する啓発に努めるものとする。

(飼い主の遵守事項)

第 4 条 飼い主は、飼い犬のふん害を防止するため、公共の場所に飼い犬を移動させるときは、飼い犬のふんを処理するための用具を携行しなければならない。

- 2 飼い主は、公共の場所において、飼い犬がふんをしたときは、当該ふんを持ち帰らなければならない。

(勧告)

第 5 条 市長は、飼い主が前条第 2 項の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第 6 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた飼い主が正当な理由なくその勧告に従わないときは、当該飼い主に対し、その勧告に従うよう命令することができる。

(罰則)

第 7 条 前条の規定による命令に違反した者は、30,000 円以下の罰金に処する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年(2005 年)10 月 1 日から施行する。

2-38 城陽市の名木・古木

認定番号	樹木の名称	樹種	樹高	幹周	樹木の所在地 (地名等)	樹木の解説
1	コウゾキ 上津屋渡し場のエノキ	エノキ	16m	3.5m ※1	上津屋野上2-1 (北村一雄の宅地内)	木津川に橋が架かっていなかった頃、上津屋の渡し場の目印とされていた木。
2	オガミツキ 御拝茶屋八幡宮のエノキ	エノキ	20m	2.2m	平川茶屋裏44 (御拝茶屋八幡宮境内)	旧街道の要衝の地にあり、往時は京都から奈良への旅人が、石清水八幡宮をここから遙拝したとされる御拝茶屋八幡宮に生育する大木。
4	平井神社のケヤキ	ケヤキ	20m	2.2m	平川東垣外78-1 (平井神社境内)	近鉄久津川駅の玄関口に生育し、ケヤキ特有の樹姿をしており、容姿端麗な木。
5	平井神社のナラガシワ	ナラガシワ	20m	2.6m	平川東垣外78-1 (平井神社境内)	木津川上流域の森での生育は見られるが、本市街地における自然の姿の大木は珍しい。
8	大谷の千本立ちエノキ	エノキ	15m	4.7m ※2	寺田大谷123 (城陽寺田ゴルフ場南側)	11本の株立ちで、千本立ち(多行)エノキとして珍しい木。
9	コウノスヤマ 鴻ノ巣山運動公園のウメ	ウメ	3m	1.4m	寺田大川原90-7 (鴻ノ巣山運動公園レクリエーションゾーン)	城陽市の木であるウメのシンボルとして、青谷地区より鴻ノ巣山運動公園へ移植した樹齢約120年の古木。
10	コウノスヤマ 鴻ノ巣山のアカマツ	アカマツ	9m	2.0m	寺田宮ノ谷29-1 (水度神社境内林中腹)	昔の鴻ノ巣山の主体木で、付近一帯でマツタケが採取されていたアカマツ林の名残の大木。
11	ミト 水度神社境内のシイノキ群の代表木	シイノキ	19m	2.4m	寺田宮ノ谷29-1 (水度神社境内遊歩道内)	水度神社境内林のシイノキを主体とした樹林は、植生遷移の極相を顕著に呈した貴重な樹林であり、そのシイノキ群生林の代表木。
12	ミト 水度神社のダイオウショウ	ダイオウショウ	25m	2.7m	寺田宮ノ谷29-1 (水度神社境内林)	葉が三針葉でマツの仲間中最長である。アメリカ南部の樹種ではあるが、京都府下でもこれだけの大木は珍しい。
13	ミト 水度神社のシイノキ	シイノキ	13m	3.3m	寺田宮ノ谷29-1 (水度神社社務所前)	推定樹齢約300年以上の風格のある古木で、水度神社のシンボルの木。
15	寺田小学校のクスノキ	クスノキ	18m	3.1m	寺田北山田2 (寺田小学校校庭)	樹形も堂々として校門脇に生育しており、寺田小学校のシンボルとなっている木。
16	ミトサカ 水度坂、中島邸のゴヨウマツ	ゴヨウマツ	5m	1.3m	寺田水度坂8 (中島寛の宅地内)	堂々とした樹形で、風格と気品を兼ね備えた古木。
17	ヤシヤ 夜叉ばあさんのムクノキ	ムクノキ	17m	1.9m	寺田水度坂12 (玉池前の水度神社参道北側)	樹幹にできているコブが老女の顔に似ていることから、地域の伝説にちなみ「夜叉ばあさんの木」として親しまれている。
18	ミト 水度神社参道のクスノキ	クスノキ	17m	2.6m	寺田水度坂132-1 (玉池北側)	水度参道と玉池の景観に趣を与えている、樹形も堂々とした参道の代表木。
19	キタトウザイ 北東西、田島邸のエノキ	エノキ	14m	1.9m	寺田北東西120 (田島繁雄の宅地内)	集落を北風から守る防風林として植えられたとされる、一昔前の名残の木。
20	ミズシ 水主神社のクスノキ群の代表木	クスノキ	24m	3.6m	水主宮馬場30 (水主神社境内)	水主神社の境内林は、クスノキの大木が群生しているすばらしい鎮守の森であり、その代表木。
21	ヒワノショウ 枇杷庄のクスノキ	クスノキ	18m	3.8m	枇杷庄大堀76-1 (芝谷邸の宅地内)	枇杷庄公園の緑と一体となり、地区の緑を代表する木。
23	トノハマ 富野浜のクワ	クワ	11m	1.4m	富野蛭子前103 (木津川堤外地の農地)	昔の地場産業である養蚕に利用されていた名残の木。

認定 番号	樹木の名称	樹種	樹高	幹周	樹木の所在地 (地名等)	樹木の解説
24	アラミ 荒見神社参道のクスギ	クスギ	16m	2. 2m	富野荒見田 1-1 地先 (荒見神社参道)	荒見神社の参道並木の面影をとどめる樹木の1つであり、樹姿も伸びやかな端正な木。
25	アラミ 荒見神社参道のクスノキ	クスノキ	14m	2. 8m	富野荒見田 1-1 地先 (荒見神社参道)	荒見神社参道の緑の立役者の一つで、樹形がすばらしい木。
26	アラミ 荒見神社参道のエノキ	エノキ	12m	3. 3m ※3	富野東田部 65 地先 (荒見神社参道)	荒見神社の参道並木の面影をとどめる樹木の1つで、2本立ちであるが樹形がすばらしい木。
27	ハセガワ 長谷川河口のエノキ	エノキ	13m	4. 3m	富野内川 246 地先 (木津川堤防の長谷川河口)	木津川堤防にあって、悠然と立つ太くて風格のある大木。昔は、「六ヶ池のエノキ」と呼ばれ、田辺、井手方面から東富野への目印となっていた。
28	北清水、放示邸のヨコメガシ	ヨコメガシ	3m	60cm ※4	長池北清水 22-1 (放示邸の宅地内)	アラカシの園芸種であるが、推定樹齢約 100 年で、葉に白い模様が入っている珍しい木。
30	青谷小学校のクスノキ	クスノキ	15m	2. 9m	中樋ノ上 71 (青谷小学校校門南側)	地域の交通の拠点に生育しており、青谷地域のシンボルとなっている木。
31	賀茂神社のムクノキ	ムクノキ	20m	3. 2m	奈島久保野 110 (賀茂神社境内)	ムクノキ特有の樹形をなし、地域を代表する木。
32	奈島弁天さんのケヤキ	ケヤキ	20m	2. 7m	奈島久保野 3-1 (賀茂神社東側)	地域の緑地の代表となる樹姿がきれいな大木で、昔から弁天さんのケヤキとして祀られていた。
33	イチノベ 市辺天満神社のスギ	スギ	24m	2. 6m	市辺城下 88 (市辺天満神社本殿左前)	市内で最古のスギの大木で、樹齢約 130 年とされており、伸びやかに生育している。
34	イチノベ 市辺天満神社のモチノキ	モチノキ	15m	1. 9m	市辺城下 88 (市辺天満神社境内西側)	市辺天満神社の大木であり、モチノキとしては市内最大級。
35	ナカガイト 中垣内、富田邸のロウバイ	ロウバイ	4m	26cm ※4	市辺中垣内 2 (富田武男の宅地内)	ソシンロウバイでこれだけまとまった群生は珍しく、開花する冬季には、地元をはじめ他府県からの見学者も多い。
36	イチノベ ミナミガイト 市辺南垣内、松井邸のクロマツ	クロマツ	5m	1. 7m	市辺南垣内 107 (松井敏和の宅地内)	樹齢約 200 年とされる風格のある古木で、枝を四方に広げた樹姿がすばらしい。枝張は、最大 12m にも及ぶ。
38 ※6	カンノンドウタツミバタ 観音堂 巽 畑のシブガキ	カキ	8. 5m	2. 4m	観音堂巽畑 80 (「二本松の碑」の南東約 80m 付近)	「鶴の子」という山城地域特有の品種で、柿渋を採るのに利用されるカキの大木。一面に実をつけた姿が美しい。城陽の古い暮らしを伝える木。
39 ※6	キタウザイ 北東西、奥邸のゴヨウマツ	ゴヨウマツ	5m	2. 1m	寺田北東西 42 (奥源比古の宅地内)	推定樹齢約 200 年以上で、庭木として整った風格を持つ木。
41 ※6	ヒラカワヨコモチ 平川横道、上田邸のソメイヨシノ	サクラ	7. 5m	2. 6m ※7	平川横道 48-3 (上田将の宅地内)	満開の花が美しい、住宅地の中でひときわ目を引くサクラの古木。
42 ※8	市辺松尾のイヌザクラ	イヌザクラ	20m	1. 5m	市辺松尾 43-2 (高塚山の林道沿い・国道 307 号から徒歩約 20 分)	花は、ソメイヨシノなどと異なり、房状に咲く。葉の下部はクサビ型で、多くのサクラの卵形とは著しく異なるので「イヌ」と呼ばれている。
43 ※8	市辺中垣内、畑中邸のナツメ	ナツメ	4m	0. 9m	市辺中垣内 24 (畑中利啓の宅地内)	中国北部から平安朝時代に渡来し、その果実は薬用・食用に重宝されてきた。この木は、江戸時代に植えられた古木であるが、今も多くの実をつけ続けている。
44 ※9	南京都病院のエドヒガン	エドヒガン	12m	3.15m	中芦原 11 (南京都病院の敷地内)	2種類の合体木で根本から8本株立ちしており、うち1本はエドヒガンの園芸種のシダレザクラ(イトザクラ)で、極めて珍しいサクラである。

認定を解除した樹木

認定番号	樹木の名称	樹種	樹木の所在地 (地名等)	樹木の解説
3	アオヅカ 青塚古墳のコナラ	コナラ	平川室木 102 (青塚古墳の区域内)	枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除
6	カミオオダニ 上大谷 4 号古墳のコナラ	コナラ	久世上大谷 107-14 (上大谷古墳群 4 号墳地内)	枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除
7	ライコウジ 来迎寺のカヤ	カヤ	久世南垣内 97 (来迎寺境内)	枯死のため平成 18 年 10 月 3 日に認定解除
14	寺田小学校のクスギ	クスギ	寺田北山田 2 (寺田小学校校庭)	枯死のため平成 15 年 7 月 18 日に認定解除
22	トノハマ 富野浜のエノキ	エノキ	富野蛭子前 81 地先 (木津川堤外地の旧堤防跡地)	台風による倒壊・伐採のため平成 16 年 12 月 20 日に認定解除
29	アサクラ 巨椋神社のタマミズキ	タマミズキ	観音堂甲畑 1-12 (巨椋神社本殿西側山林)	枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除
37 ※5	トノハマ 富野浜のエノキ	エノキ	富野蛭子前 81 地先 (木津川堤外地の旧堤防跡地)	枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除
40 ※6	キタトウザイ 北東西、中島邸のゴヨウマツ	ゴヨウマツ	寺田北東西 78 (中島眞三郎の宅地内)	枯死のため平成 25 年 9 月 10 日に認定解除

樹高:地際から樹冠の最上端までの垂直高をいう。

幹周:地際から1.3mの高さの幹周りをいう。

樹高・幹周は認定時の数値。

※1:地際周の計測で3本立ち

※2:地際周の計測で11本立ち

※3:地際周の計測で2本立ち

※4:地際最大幹周の計測で4本立ち

※5:平成 17 年 2 月 10 日に新規認定

※6:平成 19 年 9 月 10 日に新規認定

※7:地際周の計測で1本立ち

※8:平成 24 年 2 月 21 日に新規認定

※9:平成 25 年 2 月 12 日に新規認定

2-39 公園の設置状況

(1) 城陽市所管

(平成27年4月1日現在)

No.	名 称	所 在 地	種 別	面 積 (㎡)
1	城陽市総合運動公園	寺田大川原・奥山・宮ノ谷	運動公園	160,168
2	木津川河川敷運動広場	水主下外島23-1 他	近隣公園	32,730
3	桜づつみ寺田緑地	寺田北堤下の一部及び地先	都市緑地	9,975
4	桜づつみ枇杷庄緑地	枇杷庄大堀及び島ノ宮の一部及び地先	〃	3,713
5	桜づつみ富野緑地	富野内川の一部及び地先	〃	10,610
6	桜づつみ奈島緑地	奈島川原口、植田及び中島の一部及び地先	〃	17,253
7	桜づつみ水主緑地	水主大將軍の一部及び地先	〃	17,951
8	山城青谷駅前広場	市辺五島88-8 他2	〃	846
9	長池駅前広場Ⅰ	長池北裏61-7	〃	557
10	富野荘駅前広場	枇杷庄鹿背田51-30	〃	737
11	久津川駅前広場	平川東垣外78-1	〃	610
12	枇杷庄公園	枇杷庄大堀138-1 他2	街区公園	2,787
13	久津川児童公園	平川野原10 他3	〃	2,289
14	指月児童公園	平川指月63-1	〃	999
15	寺田西児童公園	寺田大林43-4	〃	1,001
16	寺田児童公園	寺田今堀25	〃	1,154
17	高田児童公園	寺田高田57	〃	1,432
18	富野児童公園	富野東田部70-5	〃	1,041
19	青谷公園	奈島久保野39-1 他2	〃	1,652
20	北山田公園	寺田北山田29-11	〃	1,000
21	城陽団地第2児童公園	久世下大谷110-23	〃	1,238
22	鍛冶塚第1児童公園	平川鍛冶塚31-80	〃	1,029
23	上大谷第1児童公園	久世上大谷113-19	〃	2,246
24	城陽団地第1児童公園	久世下大谷6-290 他1	〃	1,413
25	大谷第1公園	寺田大谷115-18 他1	〃	8,748
26	深谷第3児童公園	寺田深谷8-6	〃	1,909
27	宮ノ谷第1児童公園	寺田深谷57-4	〃	1,461
28	深谷第2児童公園	寺田深谷64-256	〃	1,055
29	深谷第1児童公園	寺田深谷7-80	〃	1,372
30	宮ノ平第1児童公園	寺田宮ノ平35-1	〃	1,766
31	宮ノ平第2児童公園	寺田宮ノ平35-83	〃	1,773
32	庭井団地第1児童公園	寺田庭井1-98	〃	1,119
33	高井第1児童公園	富野高井60-168 他1	〃	1,455
34	深谷第3幼児公園	寺田深谷7-155 他1	〃	1,116
35	尼塚第9幼児公園	寺田尼塚39-2	〃	1,050
36	青池公園	市辺北山1-1 他6	〃	1,299
37	その他184公園		〃	57,614
	合 計	220ヶ所		356,168

(2) 京都府所管

No.	名 称	所 在 地	種 別	面 積 (㎡)
1	京都府立木津川運動公園	富野北角 14-8	運動公園	109,000

合 計	465,168
-----	---------

(資料: 管理課、地域整備課)

2-40 生け垣設置費助成制度の状況

(平成27年3月現在)

年度	交付決定	
	件数	本数
S. 61年度	14	418
62年度	16	389
63年度	12	392
H. 元年度	9	210
2年度	6	149
3年度	8	167
4年度	5	126
5年度	7	202
6年度	7	138
7年度	14	331
8年度	8	157
9年度	5	110
10年度	1	17
11年度	4	105
12年度	7	142
13年度	6	131
14年度	6	167
15年度	2	77
16年度	6	151
17年度	2	50
18年度	1	12
19年度	3	60
20年度	6	157
21年度	3	123
22年度	2	77
23年度	2	65
24年度	2	36
25年度	2	79
26年度	0	0
計	166	4,238

(資料：地域整備課)